

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 令和3年4月30日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第1会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 6番 里見 廣治
7番 高田 吉敏 8番 竹村 昇 9番 谷口 清美
10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規 12番 林 恭子
13番 林 博子 14番 平瀬 惣一 15番 廣瀬 元則
16番 藤江 厚子 17番 藤本 詳治 18番 増金 義文

欠席委員 19番 松浦 秀樹 20番 向 栄治

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課) 1件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 2件
③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件
④農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書 1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) 3件
⑥農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約) 1件
⑦使用賃貸借解約について 1件
⑧農地であることの証明願いについて 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年4月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している
ことをご報告いたします。
それでは、この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、5番 小川委員、6番 里見委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議
に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について >
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。
まず、申請番号1番及び2番の案件について地元委員さんご意見をお願いいたします。

竹村委員 8番。譲受人は現在、大麻町で水稻及び椎茸を栽培している農家です。
申請地についてはこれまで水稻を栽培しており、取得後も同様に水稻を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号1番及び2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番及び2番について、原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番及び4番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

中井委員 10番。今回の申請は、●●氏と▲▲氏がお互いの農地を交換するものです。
議案3、議案4の申請地では共に甘藷が作付されており、取得後も同様の作物を栽培する計
画です。
今回の交換によって、お互いの作業の効率化にもつながると考えられるため、この申請につ
き、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号3番及び4番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番及び4番について、原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。
次に『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

大西委員

4番。申請地は、櫛木簡易郵便局から南南西にある農地です。

申請人は、物置が必要となったことから、平成15年、申請地に物置を新設しました。その際、農地法上の手続きを行わずにいたため、本申請によって適法状態とするものです。なお、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

計画については、既に山土による盛土、及び一部コンクリート打設が行われ、木造平屋建ての物置が設置されております。また、既設の土留壁による被害防除が図られておりますが、更に申請地の南側に新たな土留壁を設置します。

排水については雨水のみであり、申請地の地先水路に排水する計画であるため、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、櫛木簡易郵便局から南南西へ約400mに位置しており、周囲を山林や住宅に分断された、市街化調整区域内10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

申請人は、自宅敷地の既存倉庫が手狭になり、農業機械や日用品等を保管する物置が必要となったことから、既存倉庫の近隣にあり利便性が良い申請地に物置を新設しました。この物置は平成15年に新設しましたが、その際、農地法上の手続きを行わずにいたため、本申請によって適法状態とするものです。なお、本申請にあたり、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

計画については、既に山土による盛土、及び一部コンクリート打設が行われ、木造平屋建て、建築面積41.48㎡の物置が設置されております。また、既設の土留壁による被害防除が図られておりますが、更に申請地の南側に新たな土留壁を設置します。

排水については雨水のみであり、申請地の地先水路に排水する計画です。

他に適当な土地も無く、周囲への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認することといたします。

以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<4. 農地法第5条の規定による許可申請について 5件>

・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番の案件について、地元委員さんからお願いします。

大西委員

4番。申請地は、櫛木簡易郵便局から北にある農地です。

借人は、貸人の孫の夫で、現在は借家住まいです。妻の実家は同居するには手狭であったため、隣接した申請地に住宅及び駐車施設を新築する計画を立て、今回の申請となりました。

計画では、砕石を敷いて転圧した上にコンクリートを打ち、既設擁壁により土止めすることで被害防除を図ります。

排水については、合併浄化槽及び雨水枡を設置し、既設道路側溝に排水する計画であるため、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、櫛木簡易郵便局から北へ約50mに位置しており、周囲を国道11号線や住宅に分断された、市街化調整区域内10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

借人は、貸人の孫の夫で、現在は借家住まいです。妻の実家は同居するには手狭であったため、隣接した申請地に住宅及び駐車施設を新築する計画を立て、今回の申請となりました。

計画では、砕石を敷いて転圧した上にコンクリートを打ち、既設擁壁により土止めすることで被害防除を図ります。

排水については、合併浄化槽及び雨水枡を設置し、既設道路側溝に排水する計画です。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

大西委員

4番。申請地は、櫛木簡易郵便局から南南西にある農地です。

譲受人は、近年結婚を予定している子に現住居を譲らなくてはならなくなり、新たな住居が必要になりました。かねてより自然豊かで静かなところに住宅を建てて暮らしたいとの希望があり、この度、その希望に一致する申請地について譲渡人との間で話がまとまったことから、今

回の申請となりました。

事業計画では、山土にて盛土を行い、既設及び新設の土留壁によって被害防除を図ります。排水については、合併浄化槽及び既設水路に排水する計画で、地元水利組合の同意を得ており許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、櫛木簡易郵便局から南南西へ約400mに位置しており、周囲を山林や住宅に分断された、市街化調整区域内10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

譲受人は、現在妻と子と暮らしていますが、近年結婚を予定している子に現住居を譲らなくてはならなくなり、新たな住居が必要になりました。かねてより自然豊かで静かなところに住宅を建てて暮らしたいとの希望があり、この度、その希望に一致する申請地について譲渡人との間で話がまとまったことから、今回の申請となりました。

事業計画では、山土にて盛土を行い、既設及び新設の土留壁によって被害防除を図ります。排水については、合併浄化槽及び既設水路に排水する計画で、地元水利組合の同意を得ております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

石園委員 1番。申請地は、JR阿波大谷駅の南に位置する農地です。
譲渡人は、以前は米作をしておりましたが、申請地は接道が悪く機械が入り難いうえに水捌けも悪く、30年ほど耕作していない状態です。後継者もおらず、このままでは雑草が生い茂るなど周囲の地権者に迷惑が掛かると考え、太陽光発電設備への転用を計画し、今回の申請となりました。

事業計画では、山土による盛土を行って砂利を敷き詰めるとともに、周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。

排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、J R阿波大谷駅から南へ約250mに位置しており、周囲を大谷川や太陽光発電設備に分断された、市街化調整区域内10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

譲渡人は、以前は米作をしておりましたが、申請地は接道が悪く機械が入り難いうえに水捌けも悪く、30年ほど耕作していない状態です。後継者もおらず、このままでは雑草が生い茂るなど周囲の地権者に迷惑が掛かると考え、太陽光 発電設備への転用を計画し、今回の申請となりました。

事業計画では、ソーラーパネルを360枚設置、49.5kWの発電出力が見込まれております。

本設備は平成29年2月に10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も同月になされております。

事業計画では、山土による盛土を行って砂利を敷き詰めるとともに、周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。

排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号4番及び5番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

井上委員 3番。申請地は、ともに霊山寺の東側に位置する農地です。

譲受人は、譲渡人が体調不良のため農地の管理が困難な状況にあることを知り、手入れの行き届いていない申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置する運びとなり、今回の申請となりました。

事業計画では、既存の擁壁により土砂の流出を防ぐとともに、周囲にフェンスを新設して被害防除を図ります。

排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、共に霊山寺から東北方向に位置しております。

申請番号4番の西平草の方が霊山寺から約320m、5番の方は約50mに位置しており、周囲を高松自動車道、県道鳴門池田線、及び住宅地に分断された、市街化調整区域内10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

申請番号4番の方が、事業計画では、ソーラーパネルを108枚設置、33.0kWの発電出力が見込まれております。

申請番号5番の方が事業計画では、ソーラーパネルを252枚設置、49.5kWの発電出力が見込まれております。

どちらの設備につきましても、令和2年1月に、一度他の事業者が10kW以上500kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定を受けた後、令和2年11月に事業計画の変更認定を経て譲受人が事業を引き継いでおります。

四国電力株式会社との電力受給契約も同様に、他の事業者が令和2年1月に契約を締結した後、令和2年10月に譲受人への名義変更がなされております。

いずれの申請につきましても、資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号4番及び5番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号4番及び5番については原案通り承認することといたします。

以上で、『議案第4号』については、ご審議いただきました。

次に、『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

<5. 報告事項 13件>

- | | |
|--------------------------------|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 3件 |
| ②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 2件 |
| ③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について | 1件 |
| ④農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書 | 1件 |
| ⑤農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法） | 3件 |
| ⑥農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借解約） | 1件 |
| ⑦使用賃貸借解約について | 1件 |
| ⑧農地であることの証明願いについて | 1件 |

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認すること
といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

事務局、何かありますか。

それでは、これをもちまして令和3年4月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時35分

令和3年4月30日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 小 川 佳

議事録署名者 里 見 廣 治